


所管部課		子育て支援部 青少年課		部長	吉沢 寿子			
件名		東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について			区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則	東大和市立学童保育所条例、東大和市立学童保育所条例施行規則						
	部課機関							
1. 要旨								
<p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）が改正され、中核市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できることとされた。</p> <p>これに伴い、東大和市の放課後児童健全育成事業において、中核市で放課後児童支援員認定資格研修を受講したものを有資格者として取り扱うため、東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正する。</p> <p>(1) 主な改正点 第11条第2項中「指定都市」の次に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。</p> <p>(2) 施行日 公布日（改正後の第11条第2項の規定は、令和2年4月1日から適用する。）</p> <p>(3) 影響及び効果 中核市で放課後児童支援員認定資格研修を受講したものを東大和市でも有資格者として取り扱うことができる。</p>								
2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課審査済み。								
3. 留意事項（問題点等）								
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、令和2年第2回東大和市議会定例会に議案として提出したい。								
5. 審議結果								

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。